

貯金事業からのお知らせ

■貯金現在残高通知書について

共済組合では、毎年3月および9月の末日（決算月）における貯金額を「貯金現在残高通知書」によりお知らせしています。

平成29年9月末日（決算月）における貯金額は、平成29年10月中旬から下旬に配付する予定です。

なお、この通知書は原則再発行いたしませんので、大切に保管くださるようお願いいたします。

■障害者等に対する少額預金の利子所得等の非課税制度（マル優制度）について

マル優制度とは、障害者等一定の要件を備える方（『共済のしおり』131ページまたはホームページ参照）で、非課税貯蓄申告書及びその対象者であることが確認できる公的書類を提出することで、元本350万円までは、その利息について所得税が課されない制度です。ただし、申告額を超えた分については、分離課税と同様に課税されます。

なお、**※非課税申告**が他の金融機関（ゆうちょ銀行も含む）と共済組合分を併せて350万円を超えて申告した場合も、遡及して課税されますのでご注意ください（例 ○○銀行に250万円申告している場合、共済組合への申告額は最大100万円）。

また、次に該当する場合は申告が必要となりますので、速やかに共済事務担当課へお申し出ください。

事 由	申 告 書 名
・ マル優制度に該当する場合	・ 非課税貯蓄申告書 ・ 非課税貯蓄申込書 申告の際は、身体障害者手帳や児童扶養手当証書など状況に応じた公的書類が必要になります。
・ 最高限度額を変更したい場合	・ 非課税貯蓄限度額変更申告書 ※ 他金融機関との超過にご注意ください。
・ 住所、氏名に変更があった場合	・ 非課税貯蓄に関する異動申告書
・ 再婚、所得制限等による手当や年金の支給停止、障害状態が回復した場合 ・ 共済積立貯金を解約した場合 ・ 死亡した場合	・ 非課税貯蓄廃止申告書 非該当となった後も非課税貯蓄廃止申告書の提出がなかった場合は、遡及して課税されます。

■払戻及び解約送金

区分	1回目	2回目
10月	13日（金）	30日（月）
11月	15日（水）	29日（水）
12月	15日（金）	26日（火）

- ・ 解約は第2回目に送金します。
- ・ 「貯金払戻（解約）請求書」の締切日は各所属所により異なりますので、共済事務担当課にお問い合わせください。
- ・ 「貯金払戻（解約）請求書」の印鑑が届出印と相違した場合、希望日に送金できないことがありますので、届出印のご確認はお早めに共済事務担当課へお申し出ください。